

## 消費税率8%引上げ時のあり得る対応について(現段階で考えられるメリット・デメリット等)

	①全て診療報酬上乘せ対応	②診療報酬上乘せ対応+高額投資対応
仕組み	<p>● 薬価及び特定保険医療材料価格については、従来は一定のルールで診療報酬本体部分とは別建て対応してきている。</p>	
	<p>● 所要額(診療報酬改定率)を算出し、上乘せする項目・配分を決定。</p>	<p>● 高額投資の消費税負担について「他の診療行為と区分して」手当を行うとすれば、診療行為の対価の支払いとは言えないため、診療報酬の支払いとは別建ての仕組みを構築することが考えられる。</p> <p>● 高額投資対応の仕組みとしては、例えば必要な財源をプールして基金を造成し、医療機関等からの申請に基づいて、審査・支給する仕組みが考えられる。</p> <p>● このような仕組みを構築するには、関係者に財源の負担を求める等のため、法改正が必要。また、実施機関において事務処理のためのシステム対応が必要となる可能性が大。</p>
10%時に課税転換した場合の対応	<p>● 課税転換すれば仕入れ税額控除が可能となるため、これまでの上乘せ分を診療報酬から引き下げる必要。</p>	<p>● 再度法改正をして、高額投資対応スキームを廃止する必要。</p> <p>● 消費税負担の控除・償還の主体が税務当局となり、手続も異なるものとなる。</p>
メリット	<p>● 診療報酬の請求・支払のほかに、別途の権利義務関係が発生したり、特別な事務処理体制が構築されることがないため、課税転換した場合の対応が比較的容易</p>	<p>● 高額な設備投資の多い医療機関等に重点的に対応することで、一定程度そうした医療機関等の負担感が緩和される(ただし、手当の対象は基本的に、税率引き上げ部分(3%分)となると考えられる)。</p>
デメリット	<p>● 高額な設備投資に配慮するとしても、診療報酬での対応には限界がある。</p>	<p>● 仮に10%時に課税転換した場合、1年半のために法改正や実施機関におけるシステム対応を行うこととなる。</p> <p>● 少なくとも医療機関等の請求権が時効消滅するまでの間、課税転換後も、高額投資対応のスキームや事務処理体制を残存させる必要がある。</p>